事前協議終了後、許可申請を行うまでの間に計画内容に変更が生じた場合

【納入通知書による納付の場合】

①計画内容に変更が生じた場合、変更内容を大阪府農と緑の総合事務所に説明し、手数料金額に変更が生じるか確認を受けてください。※事前協議書の再提出は不要です。

②手数料に変更が生じる場合は、「納入通知書等再発行申請書」及び「金額変更前の納入通知書」を農と緑の総合事務所に提出してください。 ※納入通知書等再発行申請書には、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前協議制度実施要綱別表の3から8及び、10 に掲げる図書のうち、変更に係る図書（3.平面図、4.断面図、5.排水施設の平面図、6.崖の断面図、7. 擁壁の断面図、8. 崖面崩壊防止施設の断面図、10. 丈量図）を添付してください。

③大阪府森づくり課より、郵送で納入通知書をお受け取りください。

④収納取扱金融機関（※）に納入通知書を提示し、手数料を納付してください。
※「府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧」に記載の金融機関（ゆうちょ銀行は除く）にて手数料を納付してください。

⑤納付後に、大阪府納付済証（大阪府行政事務申請手続用）と納付書兼領収証書をお受け取りください。

⑥大阪府納付済証（大阪府行政事務申請手続用）を「納付確認書貼付用紙」に貼り付けた上で許可申請書類とあわせて、大阪府農と緑の総合事務所に提出してください。

納付済証（大阪府行政事務申請手続用）サンプル

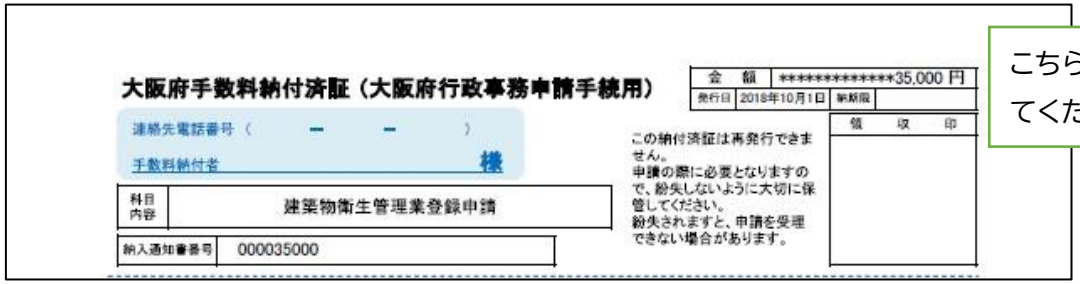
大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）

連絡先電話番号（　－　－　）

手数料納付者　　様

科目内容	建築物衛生管理業登録申請
納入通知書番号	000035000

金額	**********35,000 円
発行日	2018年10月1日
納期限	

領収印

この納付済証は再発行できません。
申請の際に必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。
紛失されますと、申請を受理できない場合があります。

こちらに貼付してください

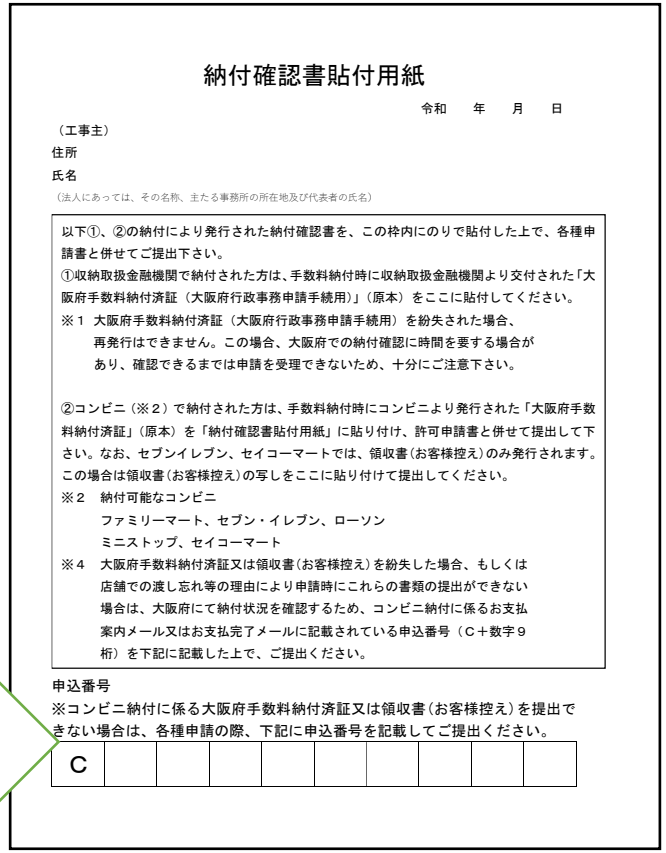
納付確認書貼付用紙

令和　　年　　月　　日

（工事主）
住所
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

以下①、②の納付により発行された納付確認書を、この枠内にのりで貼付した上で、各種申請書と併せてご提出下さい。
①収納取扱金融機関で納付された方は、手数料納付時に収納取扱金融機関より交付された「大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）」（原本）をここに貼付してください。
※１ 大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）を紛失された場合、再発行はできません。この場合、大阪府での納付確認に時間を要する場合があり、確認できるまでは申請を受理できないため、十分にご注意下さい。

②コンビニ（※２）で納付された方は、手数料納付時にコンビニより発行された「大阪府手数料納付済証」（原本）を「納付確認書貼付用紙」に貼り付け、許可申請書と併せて提出して下さい。なお、セブンイレブン、セイコーマートでは、領収書（お客様控え）のみ発行されます。この場合は領収書（お客様控え）の写しをここに貼り付けて提出してください。
※２　納付可能なコンビニ
ファミリーマート、セブン・イレブン、ローソン
ミニストップ、セイコーマート
※４　大阪府手数料納付済証又は領収書（お客様控え）を紛失した場合、もしくは店舗での渡し忘れ等の理由により申請時にこれらの書類の提出ができない場合は、大阪府にて納付状況を確認するため、コンビニ納付に係るお支払案内メール又はお支払完了メールに記載されている申込番号（Ｃ＋数字９桁）を下記に記載した上で、ご提出ください。

申込番号
※コンビニ納付に係る大阪府手数料納付済証又は領収書（お客様控え）を提出できない場合は、各種申請の際、下記に申込番号を記載してご提出ください。

C									

事前協議終了後、許可申請を行うまでの間に計画内容に変更が生じた場合

【コンビニ納付の場合】

①計画内容に変更が生じた場合、変更内容を大阪府農と緑の総合事務所に説明し、手数料金額に変更が生じるか確認を受けてください。 ※事前協議書の再提出は不要です。

②手数料金額に変更が生じる場合は、「納入通知書等再発行申請書」及び「金額変更前の納入通知書」を農と緑の総合事務所に提出してください。

※納入通知書等再発行申請書には、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前協議制度実施要綱別表の3から8及び、10 に掲げる図書のうち、変更に係る図書（3.平面図、4.断面図、5.排水施設の平面図、6.崖の断面図、7. 擁壁の断面図、8. 崖面崩壊防止施設の断面図、10. 丈量図）を添付してください。

③大阪府森づくり課より、郵送でコンビニ納付額等通知書を受け取りください。

④コンビニ納付額等通知書に記載の URL もしくは QR コードより府コンビニ収納システムに遷移し、手数料納付の申し込み及び、コンビニでの手数料納付を行ってください。※コンビニ納付の詳細な手順は別紙「コンビニ納付の流れ」をご参照ください。

事前協議終了後、許可申請を行うまでの間に計画内容に変更が生じた場合

⑤手数料納付後の流れ

（ア）ローソン、ミニストップ、ファミリーマートの場合

・納付時にコンビニより発行される大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）と領収証（お客様控え）を受け取りください。

・大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）を「納付確認書貼付用紙」に貼り付けた上で、許可申請書類とあわせて農と緑の総合事務所に提出してください。

大阪府手数料納付済証（サンプル）
（大阪府行政事務申請手続用）

申請者名　：　大阪　太郎

手数料名　：　宅地造成等許可(～500 ㎡)

手数料額　：　14,300 円　（　@14,300 円　×　1 件　）

申込番号　：　C１２３４５６７８９

こちらに貼付してください

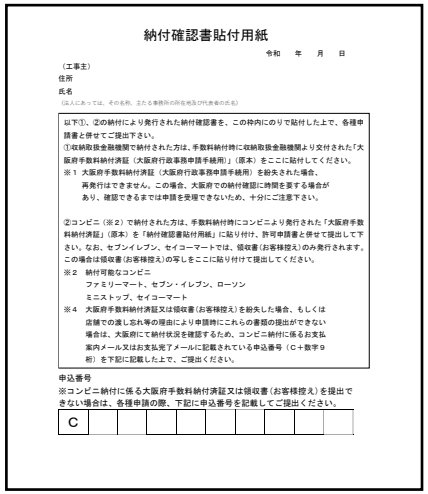

納付確認書貼付用紙

令和　　年　　月　　日

（工事主）
住所
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

以下①、②の納付により発行された納付確認書を、この枠内にのりで貼付した上で、各種申請書と併せてご提出下さい。
①収納取扱金融機関で納付された方は、手数料納付時に収納取扱金融機関より交付された「大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）」（原本）をここに貼付してください。
※１　大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）を紛失された場合、
再発行はできません。この場合、大阪府での納付確認に時間を要する場合があり、確認できるまでは申請を受理できないため、十分にご注意下さい。

②コンビニ（※２）で納付された方は、手数料納付時にコンビニより発行された「大阪府手数料納付済証」（原本）を「納付確認書貼付用紙」に貼り付け、許可申請書と併せて提出して下さい。なお、セブンイレブン、セイコーマートでは、領収書（お客様控え）のみ発行されます。この場合は領収書（お客様控え）の写しをここに貼り付けて提出してください。
※２　納付可能なコンビニ
ファミリーマート、セブン・イレブン、ローソン
ミニストップ、セイコーマート
※４　大阪府手数料納付済証又は領収書（お客様控え）を紛失した場合、もしくは店舗での渡し忘れ等の理由により申請時にこれらの書類の提出ができない場合は、大阪府にて納付状況を確認するため、コンビニ納付に係るお支払案内メール又はお支払完了メールに記載されている申込番号（C＋数字９桁）を下記に記載した上で、ご提出ください。

申込番号
※コンビニ納付に係る大阪府手数料納付済証又は領収書（お客様控え）を提出できない場合は、各種申請の際、下記に申込番号を記載してご提出ください。

C									

（イ）セブンイレブン、セイコーマートの場合

・納付時にコンビニより発行される領収書（お客様控え）を受け取りください。

・領収書（お客様控え）をコピーし、「納付確認書貼付用紙」に貼り付けた上で、許可申請書類とあわせて大阪府農と緑の総合事務所に提出してください。

領収書（お客様控え）

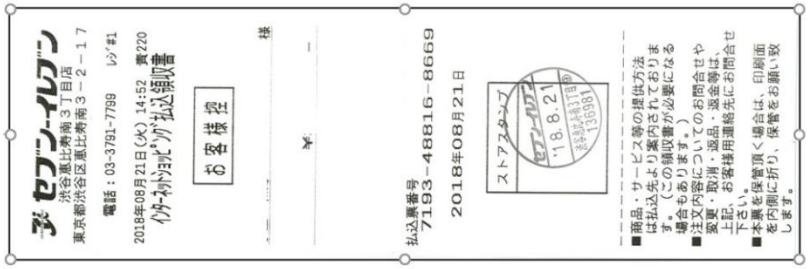

セブン-イレブン
渋谷恵比寿南３丁目店
東京都渋谷区恵比寿南３－２－１７
電話：03-3791-7799　ﾚｼﾞ#1
2018年08月21日(火) 14:52　責220
インターネットショッピング払込領収書
お客様控
様
払込票番号
7193－48816－8669
2018年08月21日
ストアスタンプ
セブン-イレブン
'18.8.21
渋谷恵比寿南3丁目店
13098
■商品・サービス等の提供方法は払込先より案内されておりません。（この領収書が必要になる場合もあります。）
■決済内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、上記、お客様用連絡先にお問合せください。
■本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します。

こちらに貼付してください

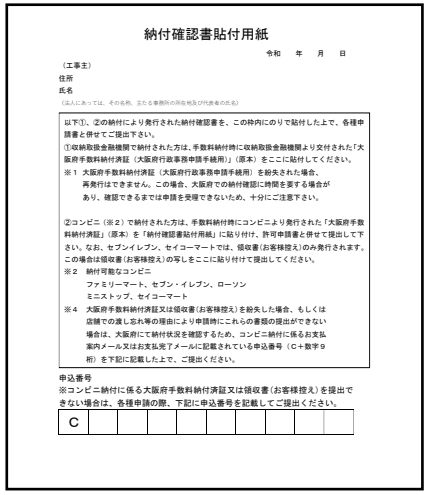

納付確認書貼付用紙

令和　　年　　月　　日

（工事主）
住所
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

以下①、②の納付により発行された納付確認書を、この枠内にのりで貼付した上で、各種申請書と併せてご提出下さい。
①収納取扱金融機関で納付された方は、手数料納付時に収納取扱金融機関より交付された「大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）」（原本）をここに貼付してください。
※１　大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）を紛失された場合、
再発行はできません。この場合、大阪府での納付確認に時間を要する場合があり、確認できるまでは申請を受理できないため、十分にご注意下さい。

②コンビニ（※２）で納付された方は、手数料納付時にコンビニより発行された「大阪府手数料納付済証」（原本）を「納付確認書貼付用紙」に貼り付け、許可申請書と併せて提出して下さい。なお、セブンイレブン、セイコーマートでは、領収書（お客様控え）のみ発行されます。この場合は領収書（お客様控え）の写しをここに貼り付けて提出してください。
※２　納付可能なコンビニ
ファミリーマート、セブン・イレブン、ローソン
ミニストップ、セイコーマート
※４　大阪府手数料納付済証又は領収書（お客様控え）を紛失した場合、もしくは店舗での渡し忘れ等の理由により申請時にこれらの書類の提出ができない場合は、大阪府にて納付状況を確認するため、コンビニ納付に係るお支払案内メール又はお支払完了メールに記載されている申込番号（C＋数字９桁）を下記に記載した上で、ご提出ください。

申込番号
※コンビニ納付に係る大阪府手数料納付済証又は領収書（お客様控え）を提出できない場合は、各種申請の際、下記に申込番号を記載してご提出ください。

C									